

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

- (1) 日 時 令和4年3月3日(木) 開会 午前10時00分
閉会 午後 0時00分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2 出席委員

教育長	西元 良治
委 員	河岡 治子
委 員	厚坊 俊己
委 員	横山 志磨

3 欠席委員

西原 光治

4 出席事務局職員

教育部長	三浦 正明
教育部次長(図書館・サンビームやない担当)	石岡 雅朗
教育総務課長	有道 茂一
学校教育課長	藤村 信之
生涯学習・スポーツ推進課長	山本 直邦
施設担当課長	重田 泰生
学校給食センター所長	脇村 直孝
教育総務課長補佐(書記)	惣上分 常代

5 傍聴者

なし

6 会議日程

(1) 議 案

- ①議案第3号 市長からの意見聴取について(令和4年度予算)
- ②議案第4号 市長からの意見聴取について(令和3年度3月補正予算)
- ③議案第5号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について
- ④議案第6号 柳井市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の制定について
- ⑤議案第7号 令和4年度柳井市立小中学校教職員人事異動内申について
- ⑥人議第2号 柳井市立学校学校薬剤師の委嘱について

(2) その他

7 議事の概要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。
(午前10時00分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、厚坊委員、河岡委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第3号 市長からの意見聴取について（令和4年度予算）

教育長は事務局に説明を求め、有道課長、藤村課長、山本課長、石岡部次長及び脇村所長から、令和4年度の予算について下記のとおり説明があった。

・令和4年度の予算について、一般会計の予算規模としては、175億2600万円で、前年度と比べて15.1%増加している。昨年度は、市長選挙の関係で、骨格予算として編成しており、当初予算と比べ、かなりの増額に見えるが、選挙後の6月議会で政策予算（肉付け予算）を組み、その6月補正後予算額と比べ、6.7%増加となっている。

・教育費については、12億5825万円で、前年度と比べ11.7%増加しているが、6月議会の補正後予算額と比べると、6.5%増加となっている。

【教育総務課：教育総務費、教育委員会費】

・教育委員の報酬、教育長の交際費を計上する。

【教育総務課：教育総務費、事務局費】

・報酬について、奨学金貸付審査会委員報酬、教育委員会事務点検評価学識経験者報酬、教育委員会で任用する障がい者を対象とした会計年度任用職員の事務補助員報酬を計上する。

・旅費について、教育長の出張旅費や、会計年度任用職員の通勤手当としての費用弁償を計上する。

・需用費の燃料費について、スクールバスの燃料費を計上する。修繕料について、スクールバスの車検、修理等の経費を計上する。施設修繕料について、廃校施設及び教職員住宅の修繕に係る経費を計上する。

・役務費について、教育委員会所有の作業場の電話料、スクールバスのタイヤ交換手数料、建物保険料等を計上する。

・委託料について、廃校施設の管理委託料、スクールバスの運転業務委託料を計上する。今年10月から、伊陸地区の路線バスの廃止が計画されており、路線バスを利用している伊陸小学校と柳北小学校の児童の通学手段を確保するため、2車両分のスクールバスの導入を予定しており、運転業務委託料を増額している。

・使用料及び賃借料について、スクールバスの借上料、旧柳井南中学校の借地料を計上する。スクールバスについては、伊陸小学校と柳北小学校のスクールバスをリースで導入する予定であり、バス借上料を増額している。

・負担金補助及び交付金について、県ひとづくり財団、全国及び中国都市教育長協議会等の負担金、指導主事派遣に伴う給与費負担金を計上する。新規で、小中学校や高等学校がサンビームやないを利用する場合に、使用料の一部を補助する柳井市学校文化芸術活動支援補助金を計上している。

【学校教育課：教育総務費、事務局費】

- ・主に家庭や地域との連携を強化し、不登校の児童生徒の支援体制の充実やいじめ問題などへの対応に関する施策に係る費用を中心に計上している。
- ・報酬について、いじめの重大事態が発生した場合に、調査報告等を行ういじめ問題調査委員会委員、学校関係者や保護者代表、関係機関などからなる「いじめ問題対策連絡協議会委員」の報酬を計上する。
- ・報償費のスクールソーシャルワーカー報償費について、例年どおり計上する。
- ・委託料の地場産業継承教育委託料について、柳井縞織りを体験する活動を通じて地域と連携したキャリア教育の充実を図るための委託料を計上する。

【教育総務課：教育総務費、高等学校費】

- ・私立高等学校補助金について、柳井学園高等学校の学校運営費に係る補助金を計上する。また、離島高校生修学支援事業補助金は、平郡島から進学した生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、生徒の通学に要する交通費（フェリー代）の一部を補助するもので、国2分の1、県4分の1の補助がある。

【教育総務課：教育総務費、幼稚園費】

- ・私立幼稚園研究研修費補助金について、市内幼稚園教諭の研修や研究に対する補助金を計上する。

【教育総務課：小学校費、学校管理費】

- ・小学校費の学校管理費は、市内10小学校の運営及び維持管理に必要な予算を計上している。
- ・報酬の学校事務補助員報酬について、教職員の負担軽減を図るため計上する。柳井小学校、柳東小学校及び新庄小学校に1名ずつ、学校業務支援員を配置する。県から一人当たり35万円を限度として補助がある。
- ・報償費の鍵管理報償費について、日積小学校コミュニティルームの鍵の管理費を計上する。
- ・旅費について、出張旅費と学校事務補助員の通勤手当を計上する。
- ・需用費について、学校管理用の消耗品代、電気代、水道料及びガス代等の光熱水費、施設修繕料や備品修繕料を計上する。電気料は値上がりしており、昨年度に比べ増額している。
- ・役務費について、電話料や郵便料等の通信運搬費、浄化槽法定検査料やピアノ調律料等の手数料にかかる費用を計上する。
- ・委託料について、法定点検に係る業務委託料、植栽管理委託料、可燃物などの収集運搬処分委託料等を計上する。実施設計委託料は、大畠小学校

の屋内運動場改修工事と新庄小学校特別教室空調設置工事に係る実施設計業務の委託料を計上する。

- ・使用料及び賃借料について、NHK及びケーブルテレビのテレビ受信料や下水道使用料を計上する。

- ・工事請負費について、施設改修工事費は、新庄小学校の特別教室空調機設置工事、大畠小学校の屋内運動場改修工事、新庄小学校の給食配膳室及び渡り廊下の改築工事を行う。

- ・原材料費の施設材料費について、施設修繕にかかる材料費や真砂土を購入する経費を計上する。

- ・備品購入費について、図書購入費、学校設備備品購入費は、例年どおりを計上する。

【教育総務課：小学校費、教育振興費】

- ・小学校費の教育振興・充実に係る諸事業を行うために必要な予算を計上している。

- ・報酬について、新規で、ICT 支援員報酬を計上する。令和2年度に児童生徒に1人1台端末を整備したが、整備した ICT 機器を効果的に活用するため、ICT 支援員を雇用し、教職員への ICT 機器の操作サポート、授業で使うソフトやアプリの操作指導などで学校を巡回する予定にしている。

- ・旅費について、ICT 支援員の通勤手当を計上する。

- ・需用費について、校務用パソコンやタブレット端末などのパソコン等修繕料、教授用消耗品費を計上する。

- ・役務費の通信運搬費について、小中学校の児童生徒、教職員への1人1台端末用及び校務用端末のインターネットの通信料とプロバイダー料金を計上する。

- ・委託料のサーバ等保守委託料について、小中学校の情報教育システムを構築しているが、そのサーバの保守管理、NASサーバの更新に係る更改業務、校務用・学習用パソコンの保守管理、1人1台端末の保守管理を計上する。新規のGIGAスクール運営支援センター業務委託料は、国庫補助事業を活用し、1人1台端末の運用面の支援のため、教員から問い合わせに対応するヘルプデスクの開設及び、ICT支援員の技術的サポートを行うための体制を、民間事業者へ業務委託するための費用を計上する。

- ・使用料及び賃借料について、コンピュータ等使用料は、平成29年度から令和元年度までに導入した校務用・教育用パソコンのリース料を計上する。プール使用料は、学校のプール授業をアクアヒルやないで行うための使用料で、柳北小学校、柳井南小学校及び大畠小学校に加え、令和4年度から新たに、日積小学校、余田小学校、伊陸小学校もアクアヒルやないでプール授業を行う予定で、前年度に比べ増額している。ウイルス対策ソフト使用料は、令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末用のフィルタリングソフト（有害サイトを閲覧できないようにするソフト）のライセンス料を計上する。

- ・備品購入費について、授業に必要な備品を購入するための教材等備品購入費及び学校における観察、実験等の教育活動を行うための理科教育設備備品購入費を計上する。理科教育設備備品購入費には、国の補助金がある。
- ・負担金補助及び交付金の通学費補助金について、柳北小学校5名及び伊陸小学校3名の遠距離通学に対する補助金を9月末までの半年分計上する。今年10月の伊陸地区路線バスの廃止に伴い、スクールバスの導入を予定している。

【学校教育課：小学校費、教育振興費】

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に係る施策や、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実に係る施策に係る費用を中心に計上している。
- ・報酬について、複式学級の授業を支援する学級補助教員報酬、小学校入学に伴う問題解消を支える小1プロブレム解消支援員報酬、配慮を要する児童を支援する生活支援員報酬、学校図書館の充実に図る学校司書報酬を計上する。学級補助教員の勤務時間は昨年度の1600時間を2400時間に、小1プロブレム解消支援員の配置は4人を5人に、生活支援員の配置は14人を16人にそれぞれ増加している。
- ・委託料の言語障害教育調査委託料について、柳井小学校に設置している通級指導教室「ことばの教室」への委託料を、英語活動・学習推進業務委託料について、外国語の授業における英語指導を補助するALTを管理する株式会社アウルズへの委託料を計上する。
- ・負担金補助及び交付金について、教職員の研修への補助や各種教育研究会の発表、特色ある教育活動への補助、特別支援教育振興費補助金として、特別支援学級の指導の充実に係る補助を計上する。
- ・扶助費について、準要保護世帯に対する学用品費や修学旅行費等の補助としての就学援助費や、特別支援学級に在籍する児童に対する学用品費や修学旅行費等の補助としての特別支援教育就学奨励費を計上する。

【教育総務課：中学校費、学校管理費】

- ・中学校費の学校管理費は、運営及び維持管理に必要な予算を計上している。
- ・報酬の学校事務補助員報酬について、柳井中学校及び柳井西中学校に1名ずつ、学校業務支援員を配置する。
- ・旅費について、学校事務補助員の通勤手当を計上する。
- ・需用費について、消耗品費の学校配当予算、光熱水費、施設修繕料を計上する。
- ・役務費について、電話料や郵便料等の通信運搬費、浄化槽法定検査料やピアノ調律料等の手数料にかかる費用を計上する。
- ・委託料について、法定点検に係る業務委託料、植栽管理委託料、可燃物などの収集運搬処分委託料等を計上する。実施設計委託料は、柳井中学校のトイレ洋式化に伴う改修工事に係る実施設計業務の委託料を計上する。

工事は令和5年度を予定している。

- ・使用料及び賃借料について、NHK及びケーブルテレビの受信料、下水道使用料を計上する。

- ・工事請負費の施設改修工事費について、緊急的な改修工事に対応できるよう計上する。

- ・備品購入費について、図書購入費、学校設備備品購入費は、例年どおりを計上する。

【教育総務課：中学校費、教育振興費】

- ・中学校費の教育振興・充実に係る諸事業を行うために必要な予算を計上している。

- ・報酬について、新規で、ICT 支援員報酬を計上する。小学校費と同様に学校を巡回する予定にしている。

- ・旅費について、ICT 支援員の通勤手当を計上する。

- ・需用費について、教授用消耗品費を計上する。

- ・役務費の通信運搬費について、小学校費と同様に、インターネットの通信料とプロバイダー料金を計上する。

- ・委託料のサーバ等保守委託料について、小学校費と同様に、サーバの保守管理、NASサーバの更改業務、校務用・学習用パソコンの保守管理、1人1台端末の保守管理を計上する。新規のGIGAスクール運営支援センター業務委託料は、小学校費と同様に、ヘルプデスクの開設及びICT支援員の技術的サポートを行うための体制を、民間事業者へ業務委託するための費用を計上する。

- ・使用料及び賃借料について、コンピュータ等使用料は、校務用・教育用パソコンのリース料を計上する。プール使用料は、大畠中学校のアクアヒルやない使用料を計上する。ウイルス対策ソフト使用料は、これも小学校費と同様に、生徒用のフィルタリングソフト（有害サイトを閲覧できないようにするソフト）のライセンス料を計上する。

- ・備品購入費について、理科教育設備備品購入費は、柳井中学校分を計上する。

【学校教育課：中学校費、教育振興費】

- ・小学校費と同様に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に係る施策や学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実に係る施策に係る費用を中心に計上している。

- ・報酬について、小学校との違いで主なものは、不登校児童生徒の適応指導教室である通称「しなやかスクール」の指導員の報酬を計上する。

- ・負担金補助及び交付金について、コロナの影響により修学旅行が中止になった場合、発生した企画料を補填するため、修学旅行キャンセル料等補助金を計上する。

【学校教育課：中学校費、寄宿舎費】

- ・柳井中学校の旧寄宿舎を不登校児童生徒の適応指導教室である「しな

かスクール」に使用しており、その維持管理に係る経費を計上している。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、社会教育総務費】

- ・報酬について、社会教育委員、社会教育指導員及び地域学校協働活動推進員の報酬を計上する。
- ・報償費について、就学時検診や相談に対応する家庭教育を支援するアドバイザーの報償費及び山口県立大学と連携して行うサテライトカレッジの講師謝礼を計上する。
- ・需用費の消耗品費について、グループ・サークル紹介冊子作成のための用紙代等を計上する。
- ・役務費について、令和3年成人式延期分と成人祝賀式から名称が変わり「二十歳の集い」となる看板代等を計上する。
- ・使用料及び賃借料について、「二十歳の集い」（成人祝賀式）の会場借上料を計上する。
- ・負担金補助及び交付金について、星の見える丘工房に係る浄化槽管理組合負担金や、小中学校PTA連合会等の社会教育団体への補助金・助成金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、公民館費】

- ・報酬について、市内10地区の公民館運営審議会、連絡協議会委員と平郡東西の公民館主事の報酬を計上する。
- ・報償費について、中央公民館及び各地区公民館で行う教室講座の講師謝礼、短詩型文学祭の選者への謝礼等を計上する。
- ・需用費について、中央公民館を除く地区公民館の電気料等施設維持管理に係る経費を計上する。
- ・役務費について、地区公民館の電話代等を計上する。
- ・委託料について、9地区公民館の施設維持管理・運営に係る経費を計上する。
- ・使用料及び賃借料について、7地区公民館のAEDリース料等を計上する。
- ・負担金補助及び交付金について、柳井市の文化芸術の発展・向上のため、柳井文化連盟が行う事業に対する支援ということで、柳井文化連盟への補助金を計上する。

【柳井図書館：社会教育費、図書館費】

- ・報酬について、来年度設置する図書館協議会委員10名の報酬、年2回分を計上する。
- ・報酬から共済費について、職員及び図書館司書の人件費である。
- ・報償費について、両図書館で開催しているお話の会の謝礼、読み聞かせの研修会等で講師を派遣した際の講師料を計上する。
- ・旅費について、会計年度任用職員の通勤手当を計上する。
- ・需用費について、事務用品や電気料金等が主なものであるが、修繕料は大島図書館のエレベーターバッテリー装置の交換が主なものである。
- ・役務費の通信運搬費について、電話料及びインターネット回線利用料を

計上する。

- ・委託料について、施設や設備の保守や管理に係る経常的な経費であるが、実施設計委託料は、柳井図書館の屋上膨張水槽改修工事の実施設計委託料で、サンビーム4、図書館1で按分している。

- ・使用料及び賃借料のうち、主なものは、電算システム使用料で図書館情報管理システム使用料を計上する。

- ・工事請負費について、屋上膨張水槽改修工事として、空調用膨張タンク及び消防用補給タンクの取り替えや配管の改修を行う経費を計上する。

- ・備品購入費の図書購入費について、例年どおり計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、文化福社会館費】

- ・委託料について、指定管理者である株式会社ビークルーエッセへの管理運営委託料を計上する。

- ・使用料及び賃借料について、AEDリース料を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、人権教育費】

- ・報酬について、各公民館から推薦された推進委員の委員会出務日当を計上する。

- ・報償費について、企業、学校関係職員及び保護者等を対象とした研修会の講師謝礼を計上する。

- ・需用費の消耗品費について、主に各種大会資料代、人権教育関係誌購読料等を計上する。

- ・使用料及び賃借料の高速道路使用料について、人権教育研修会等への参加に伴う経費を計上する。

【サンビームやない：社会教育費、サンビームやない運営費】

- ・給料及び職員手当等について、施設管理業務を行う会計年度任用職員の給料、手当である。

- ・需用費について、施設を運営するための重油や電気代等が主なものであり、修繕料は施設の雨漏りや搬入口屋外照明の修繕を計上する。

- ・役務費の手数料について、主なものは、ピアノ保守点検料、自主文化事業のチケット販売手数料である。

- ・委託料について、保守に係る経常経費が主なものであるが、管理業務委託料は各設備の保守管理業務のほか、舞台等管理業務や開館作業補助業務等である。実施設計委託料は、サンビームやないの負担分である。自主文化事業委託料は、平成19年度以来となる買取公演を実施するもので、地域おこし協力隊員の「ぶるぼん」さんの任期が令和4年度末ということで、吉本興業に協力依頼し、出演者は調整中であるが「ありがとうやないお笑いライブ」を開催予定である。

- ・工事請負費について、屋上膨張水槽改修工事を行う。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、青少年育成センター費】

- ・報酬について、相談員の報酬と青少年問題協議会委員の報酬を計上する。

- ・負担金補助及び交付金について、各地区の市民会議が行う青少年健全育

成事業等の活動に対する補助金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、文化財保護費】

- ・報酬について、社会教育指導員、文化財指導員の報酬等を計上する。
- ・旅費について、全国伝統的建造物群保存地区連絡協議会出席に係る旅費、伝統的建造物群保存審議会や文化財保護審議会への委員出席のための旅費を計上する。
- ・需用費について、伊陸中央団地の調査報告書印刷代、しらかべ学遊館、茶臼山古墳等の施設の電気料、水道料を計上する。
- ・委託料について、余田南地区の県営ほ場整備に伴う発掘調査、しらかべ学遊館等の施設の機械警備及び清掃、水金（みずかね）古墳等の文化財管理に係る経費等を計上する。
- ・使用料及び賃借料について、車両等の借上料や、収蔵庫の空調機器、町並み資料館、しらかべ学遊館のモニター使用料を計上する。
- ・負担金補助及び交付金について、文化団体補助金として地域の歴史、伝統行事等を行う団体への補助、県指定「むろやの園」の漆喰修繕等にかかる経費について、市負担分の補助金を計上する。
- ・補償補填及び賠償金について、令和2年度伊陸地区発掘調査での埋め戻しに伴い、土地所有者に対し完全な現状復帰に至らなかった事案に対する営農補償金を計上する。所有者との協議は終わっている。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、大島民俗資料館費】

- ・同館の維持管理に必要な経費として、概ね例年同様の予算を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、月性展示館費】

- ・委託料について、指定管理者である公益財団法人僧月性顕彰会への管理運営委託料を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、阿月公民館整備費】

- ・新規事業で、阿月地区夢プラン実行委員会委員と旧阿月小学校跡地利用について協議を重ね、市として老朽化施設（旧阿月小学校、阿月地区体育館、旧阿月保育所など）を解体し、集約した形で新たに阿月公民館建設に着手する費用を中心に計上している。
- ・委託料について、旧阿月小学校跡地に公民館建設及び校舎等解体工事に伴う実施設計委託料を計上する。

【学校教育課：保健体育費、保健体育総務費】

- ・保健体育総務費について、学校保健・安全活動の推進に係る施策が中心で、学校保健安全法に定める諸健診や定期健康診断などに係る費用や児童生徒の保険料、中学校の県体育大会の補助を計上している。
- ・報酬について、諸検査や定期健康診断に係る学校医等への報酬を計上する。
- ・需用費について、コロナ対策に係る消毒液やペーパータオルなどを含む、学校の保健衛生上必要な薬剤費や消耗品費を計上する。
- ・役務費について、児童生徒の傷害保険への加入に係る費用を計上する。

- ・扶助費について、準要保護世帯に対する医療費や給食費の補助に係る費用を計上する。

【学校給食センター：保健体育費、給食センター運営費】

- ・給食センターの維持管理及び給食調理に係る経費を計上している。
- ・需用費について、消耗品費として、食器、トレイ、バット、シャトルを更新する経費を計上する。燃料費として、ボイラー用A重油を計上する。光熱水費について、電気料及び水道料を計上する。消耗器材費について、ボイラー用薬剤費、食器漂白用洗剤を計上する。修繕料として、排水処理施設のオーバーホール、配送用車庫シャッターの部品交換修繕を予定している。
- ・役務費について、通信運搬費として、電話料を計上する。手数料として、職員等の保菌検査、食材検査、設備機器法定検査等に係る費用を計上する。
- ・委託料の給食業務委託料について、調理業務の民間委託にかかる費用を計上する。給食輸送業務委託料について、給食配送に係る費用を計上する。廃水処理施設管理委託料について、給食棟の廃水処理施設の保守管理に係る費用を計上する。
- ・貸付金の給食センター運営費貸付金について、運営費の不足に備え柳井市学校給食会に貸し付けるものである。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、体育振興費】

- ・報酬について、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬を計上する。
- ・報償費について、全国大会及び県体出場者への激励金を計上する。
- ・負担金補助及び交付金の各種大会等負担金について、柳井市体育協会等への団体補助金、プラチナ卓球大会等の各大会補助金、スポーツ合宿補助金を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、体育施設費】

- ・需用費について、地区体育館、弓道場、大畠グラウンド等の体育施設管理に必要な経費を計上する。
- ・委託料について、柳井市体育館改修に伴う調査業務の結果を受け、耐震補強及び空調設備設置などを含む改修事業の実施設計委託料を計上する。武道館等及び体育館の指定管理委託料を計上する。その他の体育施設維持管理に係る委託料を計上する。
- ・使用料及び賃借料について、大畠グラウンドの駐車場の借地料を計上する。柳井市体育館及び武道館のAEDリース料を計上する。
- ・工事請負費について、大畠グラウンド法面改修工事費を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、市民球場管理費】

- ・委託料について、柳井ビル美装株式会社への指定管理委託料を計上する。
- ・工事請負費について、球場内給水ポンプ及び空調設備更新工事を計上する。

【生涯学習・スポーツ推進課：保健体育費、ウェルネスパーク管理費】

- ・委託料について、ミズノスポーツサービス株式会社への指定管理委託料を計上する。
- ・工事請負費について、ベンチ及び屋外時計の更新工事を計上する。

主な質疑は以下のとおり

厚坊委員：ICT支援員報酬というのは、新規で予算計上されたのか。

有道課長：ICT支援員は、学校からの要望もあり、来年度から2名が週3日、小中学校を順番に訪問する予定にしている。

厚坊委員：どこかの会社に所属している方なのか。

有道課長：一般募集で会計年度任用職員という形態で雇用する予定である。

厚坊委員：新型コロナの影響で全校集会が開けず、校内放送で代用していると思うが、私が知っている学校のテレビというのは、古いアナログのテレビで映りも悪かったが、現状を教えて欲しい。

有道課長：教室には、約50型のICTで使っているモニターが1台と、アナログのテレビが1台ある。校内放送で使うのはアナログテレビと理解している。

厚坊委員：非常に古く、画像がはっきりしないようだったが、以前よりも放送を流す機会も増えているだろうし、学校から要望があると思うが、次年度以降で、予算化していけたらいいのではないか。

有道課長：厚坊委員が言われたとおり、学校から今のアナログテレビをデジタルテレビに変えて欲しいという要望はある。テレビだけでなく、放送機器等も全てアナログからデジタルに変えるということになるので、かなりの費用が発生する。すぐ更新するのは難しい。児童生徒に1人1台タブレットがあり、教室にモニターがあるので、そういったものを活用するというやり方もある。学校と相談しながら決めていきたい。

河岡委員：ICT支援員の件で要望になるが、コンピュータやタブレット等を使った授業で、先生の指導や支援をするということだが、そういう機械操作に明るい方というのはもちろんであるが、教育や指導にも関わるので、可能であれば教育関係者を含めた人選も考慮してほしい。小中学校の教育振興費の使用料及び賃借料に、著作権使用料という項目があるが、何の著作権なのか。

藤村課長：先生方がICTを活用して授業を行う時、他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、クラウド上にデータを置いたりするなどで、著作権料を支払う必要があるが、SARTRAS（サートラス）という一括して著作権を取り扱う団体に、児童生徒の人数分の補償金を支払うことで、個別に許諾を得ることなく利用できる契約がある。この補償金は他市町でも、支払っている。

河岡委員：もう一点、要望であるが、スクールソーシャルワーカーの報酬

が前年と同程度であるということだが、需要はどんどん増えていると思われるので、この予算は今後増額ということで検討して欲しい。

藤村課長：スクールソーシャルワーカーの需要はあるが、例年、予算の範囲内で収まっている。要望が増えていけば、それに見合った予算を考えていきたい。

横山委員：3点、質問がある。16ページの部活動指導者謝礼とあるが、これは何名の方に対する謝礼なのか。

藤村課長：柳井中学校の文化部の2名への謝礼である。

横山委員：よく聞く外部コーチにあたる方か。

藤村課長：外部指導者であるが、国が言っている、部活動の地域移行のための外部指導者ではない。

西元教育長：この文化部の指導者は、お花やお茶の先生である。

三浦部長：華道部と茶道部の外部指導者には、材料費を講師持ちで教えていただいております、原材料費の相当分である。例えば、同じ文化部のブラスバンド部に外部指導者が来られたからといって、謝礼を支払うということではない。

厚坊委員：外部指導者には、県か国のバックアップがあり、県から、柳井市に何人分、割り当てるから推薦してほしいと依頼がある。報酬の支払いがあるが、県の講習に参加しなくてはならない。その他の講師の方はいわゆるボランティアということになる。

横山委員：2つ目は、小学校、中学校の両方にある遊具の委託料だが、遊具の点検はどのくらいの回数行っているのか。

有道課長：遊具の点検は、1年に1回行い、不具合があった場合、補修していくというのを毎年繰り返し行っている。

横山委員：いつ頃行うのか。

有道課長：夏までに点検し、秋以降、修繕している。

西元教育長：小学校では、通常、月1回くらいの頻度で、先生方が分担し遊具を点検しているが、予算計上しているものは、専門業者が専門的に点検する費用である。

横山委員：最後に、大島図書館が入っている、ふれあいタウン大島の予算は、図書館関係で一緒に計上されているのか。

石岡部次長：ふれあいタウン大島には、出張所と図書館と公民館が入館しており、出張所が1、図書館が4、公民館が5という割合で予算を按分している。図書館費には4割の部分が計上されている。

厚坊委員：13ページの使用料及び賃借料のプール使用料だが、今年度ではなく来年度から、日積小学校、伊陸小学校と余田小学校のプール授業がアクアヒルやないで行われるということか。学校プールの老朽化や管理に問題があるのか。

有道課長：来年度、新たに、日積小学校、余田小学校、伊陸小学校が増え

る。一番の理由は、子どもたちにいい環境でプール授業を受けて欲しいということ。3校のプールより、アクアヒルやないで行う方が条件がよい。さらに、プールを管理される先生方の負担が軽減されるということで、総合的に考えてアクアヒルやないでプール授業を行うということである。

厚坊委員：確かに、プールの維持管理は、先生方にはかなりの負担になっている。ただ、学校の敷地内にあるということは、いつでも毎日でも使えるということだが、アクアヒルやないに行くと、プール授業の回数に制約があるということと、行き帰りの時間がかかるという問題が発生する。そういった理由で、子どもたちがプールで泳ぐ機会が少なくなり、よくないと思う。それから、教員のプールの管理の大変さは理解できるので、そういったこともうまく調整ができないかと思う。泳げない子も20時間以上練習すると、全員が泳げるようになると言われていた。アクアヒルやないで水泳授業をすることになると、授業時間が10時間も取れなくなるのではないかと。命に関わる水泳指導というのは、自分の身を守ることにつながるので、どうにかならないか。

有道課長：授業では、おおむね5回から6回くらい行っている。夏休みのプール使用はどうなるかという点、アクアヒルやないの無料利用券5回分を子どもたちに配布し、利用できるようにしている。

藤村課長：厚坊委員が言われたように、先生からも移動にかかる時間がもったいないんじゃないかというような意見が出た。メリットとして、アクアヒルやないで授業をするということで、天候や気温に左右されない。小学校の低学年の子であれば、水が冷たい時期のプールでは、30分で授業を切り上げ、着替えさせるとか、実際なかなか十分な指導ができてないという状況であった。これがアクアヒルやないに行くことによって、雨が降る日でも、時期がずれて9月ぐらいになったとしても、寒くても、室温や水温が一定に保たれているため、授業ができるというメリットがある。今後、校数が増えたことで、ちゃんと時間数を確保できるかというところが問題になってくると感じている。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第4号 市長からの意見聴取について（令和3年度3月補正予算）

教育長は事務局に説明を求め、有道課長、藤村課長、山本課長及び石岡部次長から、一般会計予算3月補正について下記のとおり説明があった。

【教育総務課：教育総務費、事務局費】

- ・負担金補助金及び交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響に

より、全国都市教育長協議会定期総会等が延期となり、今年度開催されなくなったことにより減額補正する。

【学校教育課：教育総務費、事務局費】

・報償費、役務費、使用料及び賃借料について、8月に「やない教育の日」を新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催に変更したことにより減額補正する。

【教育総務課：小学校費、学校管理費】

・旅費、委託料、工事請負費について、平郡東小学校屋内運動場改修工事の関連経費で、今年度完了予定であったが、塩害により、当初想定していなかった基礎部や鉄骨柱脚部の腐食が著しく、詳細調査や追加工事が必要となり、令和4年度に繰り越して施工する予定となり、増額補正する。

・旅費について、平郡島での現地調査や、工事監理、工事検査を行うためのフェリー代を増額補正する。

・委託料の工事監理業務委託料について、追加工事と工期延伸に伴い増額補正する。

・工事請負費について、基礎部分の補強工事等を行うため、建築・電気設備・機械設備について増額補正する。令和4年度に繰り越し、8月末が完成予定。

【学校教育課：小学校費、教育振興費】

・報酬及び旅費について、学級補助教員報酬と交通費の決算見込みにより減額補正する。

・負担金補助及び交付金について、9月補正で計上した修学旅行のキャンセル料等補助金は、市内の全小学校で修学旅行を実施できたため、補正額の全額を減額補正する。

【学校教育課：中学校費、教育振興費】

・報酬及び旅費について、9月補正で計上した学習支援員にかかる経費であるが、決算見込みにより減額補正する。

・需用費の教師用教科書及び指導書等について、教師用教科書等の見積もり減により減額補正する。

・負担金補助及び交付金について、9月補正で計上した修学旅行のキャンセル料等補助金は、中学校で修学旅行が実施できたため、減額補正する。

・扶助費の就学援助費について、決算見込みにより減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、社会教育総務費】

・需用費、役務費、使用料及び賃借料について、新型コロナウイルス感染症の影響で成人式が延期となり減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、人権教育費】

・報償費、旅費、使用料及び賃借料について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった人権教育に係る講座等経費を減額補正する。

【サンビームやない：社会教育費、サンビームやない運営費】

・文化庁の感染症対策補助金を活用し進めていた、楽屋練習室の空調設備

改修工事及びタブレット検温器の購入について、事業費が確定したことにより減額補正する。

【生涯学習・スポーツ推進課：社会教育費、文化財保護費】

・委託料について、今年度行われた伊陸地区での発掘調査が終了し、面積が確定したことなどにより減額補正する。

【学校教育課：保健体育費、保健体育総務費】

・扶助費の給食扶助について、見込みにより減額補正する。

主な質疑は以下のとおり

厚坊委員：現在、平郡東小学校は休校だが、いつ再開されるのか。

有道課長：令和５年度は１名、令和６年度も１名入学する予定である。そのための平郡東小学校の屋内運動場（体育館）の整備になる。子どもたちの体育館であり、地域の避難所にもなり、地域の社会体育にも利用できる。敬老会も開催されるということで地域福祉にも寄与する地域の拠点になる。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

③議案第５号 柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、石岡部次長から、柳井市立図書館条例施行規則の一部改正について、下記のとおり説明があった。

３月議会に提出している、図書館協議会設置を定める柳井市立図書館条例の一部改正に伴い、図書館協議会の運営に関する必要事項について、柳井市立図書館条例施行規則に定めるため、一部改正を行う。

図書館協議会は、図書館法により、図書館の運営について館長の諮問に応じるとともに、図書館に対して意見を述べる機関として位置づけられている。

図書館条例では、委員の定数を１０人以内とし、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命し、委員の任期は２年としている。

図書館条例施行規則第２０条では、図書館協議会の運営について定めており、会長副会長の選出方法や役割、協議会の招集方法、会議の議長や議事の決し方について定めている。

委員の任命については、幼稚園協会や保育協会、小中学校 ＰＴＡ連合会、学校図書館司書、社会教育委員、図書館ボランティア、子育てグループ、市民活動センター評価委員の中から任命する予定で、１０名の委員の内２名は公募により任命する。

審議内容は、図書館運営方針の決定や、事務事業の評価、予算決算の審議等である。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

④議案第 6 号 柳井市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の制定について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、柳井市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の制定について、下記のとおり説明があった。

これまで柳井市立小中学校における事務の共同実施に関する規定により、学校事務の共同実施組織における、組織運営および事務等に関して、必要な事項を定め、事務の共同実施を行ってきたが、より円滑に推進するために組織を整理し、改めて規定を設置する。具体的には、柳井市共同実施協議会と柳井市共同実施会を設置し、それぞれ円滑に運営できるようにした。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑤議案第 7 号 令和 4 年度柳井市立小中学校教職員人事異動内申について

教育長は、人事に関する議案であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きの規定により、公開しないことの賛否を問い、賛成多数により公開しないことを決定した。

〈関係参与以外退席〉

〈関係参与以外入場〉

⑥人議第 2 号 柳井市立学校学校薬剤師の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、柳東小学校の学校薬剤師は、清水達子薬剤師に委嘱していたが、令和 3 年度末をもって学校薬剤師を辞する旨の申し出があり、後任の学校薬剤師について、柳井市学校薬剤師会と協議したところ、現在、小田小学校の薬剤師である木村由佳薬剤師を推薦されたため、令和 4 年 4 月 1 日付けで委嘱するとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午前 11 時 46 分 協議会)

(午後 0 時 00 分 再開)

(5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後 0 時 00 分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長 西 元 良 治

署名委員 厚 坊 俊 己

署名委員 河 岡 治 子

調 整 者 有 道 茂 一